



11. 補足資料・付録

1) 「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」及び「公共施設等における県産材利用推進方針」資料

公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律について

I. 趣旨

木材の利用の確保を通じた林業の持続的かつ健全な発展を図り、森林の適正な整備及び木材の自給率の向上に寄与するため、農林水産大臣及び国土交通大臣が策定する公共建築物における国内で生産された木材その他の木材の利用の促進に関する基本方針について定めるとともに、公共建築物の建築に用いる木材を円滑に供給するための体制を整備する等の措置を講ずる。

II. 法律の内容

1 国の責務

国は、木材の利用の促進に関する施策を総合的に策定し、実施するとともに、自ら率先してその整備する公共建築物における木材の利用に努めなければならない。また、木造の建築物に係る建築基準法等の規制について検討を加え、その結果に基づき、必要な法制上の措置その他の措置を講ずるとともに、木材の利用の促進に関する国民の理解を深めるよう努めなければならない。

※ 公共建築物とは、次のものをいう。

- ① 国・地方公共団体が整備する公共の用等に供する建築物
- ② 国・地方公共団体以外の者が整備する建築物で①に準ずるもの

2 地方公共団体の責務

地方公共団体は、国の施策に準じて木材の利用の促進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるとともに、その整備する公共建築物における木材の利用に努めなければならない。

3 基本方針の策定

農林水産大臣及び国土交通大臣は、国が整備する公共建築物における木材の利用の目標等を内容とする、公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針を定めなければならない。

4 都道府県及び市町村における方針の策定

都道府県知事及び市町村は、それぞれ、当該都道府県及び市町村が整備する公共建築物における木材の利用の目標等を内容とする、公共建築物における木材の利用の促進に関する方針を定めることができる。

5 公共建築物の建築に用いる木材を円滑に供給するための体制の整備

- (1) 木材の製造を業として行う者は、公共建築物に適した木材を供給するための施設整備等に取り組む計画（木材製造高度化計画）を作成し、農林水産大臣の認定を受けることができる。
- (2) 木材製造高度化計画の認定を受けた場合には、林業・木材産業改善資金助成法の特例等の措置を講ずる。

6 公共建築物における木材の利用以外の木材の利用の促進に関する施策

国及び地方公共団体は、住宅における木材利用、公共施設に係る工作物における木材の利用及び木質バイオマスの利用の促進のために必要な措置を講ずるよう努める。

III. 施行期日

公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日

国の基本方針の主なポイント

- 1 公共建築物における木材の利用の促進の意義及び基本的方向
 - 公共建築物における木材の利用の促進が、林業の再生や森林の適正な整備、地球温暖化の防止等に貢献すること
 - 過去の非木造化の考え方を、公共建築物については可能な限り木造化、内装等の木質化を図るとの考え方に転換
- 2 公共建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項
 - 建築基準法その他の法令に基づく基準で耐火建築物とすること等が求められない低層の公共建築物について、積極的に木造化を促進
 - 木造化を促進する対象としない施設の例（災害応急対策活動に必要な施設等）
 - 木造化が困難な場合でも内装等の木質化、備品や消耗品としての木材の利用、木質バイオマスの利用を促進
- 3 国が整備する公共建築物における木材の利用の目標
 - 国は、その整備する公共建築物のうち、積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲に該当する低層の公共建築物について、原則としてすべて木造化を図る
 - 高層・低層に関わらず内装等の木質化、備品や消耗品としての木材の利用を促進するほか、暖房器具等への木質バイオマス燃料の導入に努める等
- 4 基本方針に基づき各省各庁の長が定める公共建築物における木材の利用の促進のための計画に関する基本的事項
 - 各省各庁の木材の利用の方針・目標の設定、推進体制等
- 5 公共建築物の整備の用に供する木材の適切な供給の確保に関する基本的事項
 - 公共建築物の整備に適した木材の円滑な供給の確保
 - 合法木材の供給・利用の促進
- 6 その他公共建築物における木材の利用の促進に関する重要事項
 - 都道府県方針又は市町村方針を作成する場合の留意事項
 - 維持管理を含む公共建築物の整備等においてコスト面で考慮すべき事項
 - 関係省庁等連絡会議の設置

公共施設等における県産材利用推進方針

第1 趣 旨

岐阜県森林づくり基本条例(平成18年岐阜県条例第25号)第17条第1項の趣旨及び「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」(平成22年法律第36号。)第8条第1項の規定に基づき、県産材の利用の拡大を図ることを目的に、「公共施設等における県産材利用の推進方針」を定めるものとする。

第2 基本方針

県は、木材のもつ優れた特性を活かし、心豊かな人を育む教育環境づくり、ともに支え合う安心して暮らせる健康福祉社会づくり、快適な生活環境の創出等をめざすとともに、健全で豊かな森林づくりに資するため、費用面で著しく合理性を欠かない範囲内において、以下の方針により市町村、団体との協力のもと、公共施設等における県産材利用に総合的に取組むものとする。

第3 県有施設及び県土木工事等における取り組み

(1) 建築工事における利用の推進

建築工事のうち、県が整備する公共施設の建築にあたっては、法的規制、建築物の特徴、用途、維持管理方法等を考慮した上で、法令で耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められない低層の建築物は、原則として木造化を図るものとする。

また、木造化を図ることが困難であると判断されるものや、改修を行う施設においては、県民の目に触れる部分を中心に積極的に内装木質化を図るものとする。

(2) 街づくりにおける利用の推進

公園、文化施設周辺等、多数の県民に親しまれるとともに、周辺環境と調和が求められる施設など、木材利用のPR効果の特に高いものの整備にあたっては、積極的に県産材を利用するものとする。

(3) 備品等における利用の推進

県産材を原材料に使用した児童・生徒の机・椅子の備品等を積極的に導入するものとする。

(4) 木質バイオマスの利用の推進

木質バイオマスを燃料とする暖房器具やボイラーを積極的に導入するものとする。

(5) 土木工事における利用の推進

土木工事にあたっては、強度、耐久性、維持管理等を考慮したうえで、積極的に県産材を利用するものとする。

第4 推進目標の設定

県は、公共施設等における県産材利用の推進を図るため、5年を1期とする目標を設定するものとする。

第5 市町村等における利用の促進

県は、市町村及び公共性が高い団体に対して、県の取り組みに準じ、県産材の利用の拡大を図るよう要請するとともに、必要に応じて支援を行うものとする。

第6 利用促進のための環境整備

県は、木材関係者と連携し、公共施設等の利用に適した木材の供給体制を整備するとともに、県産材に関する新用途、新工法の研究開発等を推進することにより、県産材を利用しやすい環境を整えるものとする。

第7 推進体制

(1) 県は、公共施設等における県産材利用の推進を図るため、「木の国・山の国推進本部」(以下「推進本部」という。)において、総合的な調整を行うとともに、次の活動を行うものとする。

ア 推進策等の検討

推進目標の達成へ向けて、県産材の利用拡大に係る新たな方策等について検討する。

イ 大規模な施設計画の方針決定

大規模施設(原則として延べ床面積1,000m²以上の施設)及びシンボリックな施設について構造や県産材の利用方法などについて方針を決定する。

ウ 普及啓発

県民に対して、木の良さを啓発し、県産材の積極的な利用に向けた意識の醸成に努める。

エ 利用状況の把握・公表

公共施設及び土木工事等における県産材の利用状況を年1回取りまとめ公表する。

(2) 推進本部における「木材利用部会」(以下「利用部会」という。)において、推進本部の活動が円滑に行われるよう、県産材利用の課題の検討などを行うものとする。

ア 県産材利用の推進を図るための課題等の検討

県産材利用の普及方法、利用拡大のための技術、供給体制の整備、その他県産材利用の推進を図るための課題等について検討する。

イ 大規模な施設計画等の方針検討

大規模施設(原則として延べ床面積1,000m²以上の施設)及びシンボリックな施設、又は必要に応じその他の施設整備に際して、構造や県産材の利用方法などについて、方針を協議する。

ウ 県有施設木質化等推進事業の実施箇所等の選定

県有施設木質化等推進事業により内装木質化、木製備品導入等を実施する箇所を選定する。

第8 その他

この方針の運用に当たっての詳細は別に定める。

附 則

この方針は平成19年4月1日より適用する。

附 則

この方針は平成23年3月2日より適用する。

附 則

この方針は平成24年4月1日より適用する。

(別紙)

推進目標

1 推進期間 第2期（平成24年度～平成28年度）

2 推進目標

(1) 総量目標

5ヵ年で15,800m³（単年度平均 3,160m³）

(2) 施設整備目標

県有施設の木造化・内装木質化施設 総施設整備数37施設（単年度7施設程度）

公共施設等における県産材利用推進方針運用基準

1 趣旨

「公共施設等における県産材利用推進方針(平成18年9月12日岐阜県木の国・山の国推進本部決定)」第7の規定に基づき、この運用基準を定める。

2 推進方策

関係部局は、その所管する事業についてグリーン購入法等に配慮して県産材の利用を積極的に推進するため、以下の取り組みを行うものとする。

(1) 木材の特性を生かした利用の推進

別紙1に示す対象施設については、基準に基づき県有施設の木造化・内装木質化、木製品品の導入、木質バイオマス燃料とする設備の導入、土木工事における木材利用工法の採用などを積極的に進めるものとする。

(2) 大規模施設の木造化・内装木質化の推進

延べ床面積が1000㎡以上の施設もしくは、多数の県民に親しまれ、シンボリックでPR効果の特に高い施設を建設する場合は、基本計画の段階において、木造化・木質化の可能性について、推進本部へ協議するものとする。

(3) 既存施設の内装木質化の推進

別紙1(2)に該当する既存施設において、内装工事を伴う改修等を行う場合は極力、内装木質化を実施するものとする。

(4) 新たな工法の採用

県産材利用拡大に有効で、かつ費用面で著しく合理性を欠かない工法については、標準化できるものから順次県の統一仕様とし、積極的に採用していくものとする。

(5) 目標達成のための個別利用基準(個別目標)の設定

建築、土木工事においては、別紙2の基準に基づき、県産材の利用を図るものとする。

3 市町村等による整備への支援

林政部は、市町村や団体等における県産材の利用を促進するため、教育・福祉関連の大規模施設の木造化・内装木質化、木製机・椅子の導入など支援するものとする。

4 県産材利用促進のための環境整備

林政部は、工事発注担当者が県産材を利用しやすい環境を整えるため、木材関係者と連携し、以下の取り組みを行うものとする。

(1) 県産材製品の低コスト供給体制の構築

県産材製品のコストダウンを図るため、製材工場の規模拡大による生産性の向上、流通の合理化などを促進する。

(2) 県産材利用工事の低コスト化へ向けた調査・分析

工事費の低コスト化へ向けた調査・分析や、県産材の一般流通規格での設計を推進する標準仕様の作成等に関係機関と協力して取り組むとともに、その成果を共有する。

(3) 県産材情報の提供や県産材証明制度等の充実

県産材製品の供給情報を提供するとともに、土木用木材だけでなく、建築用木材の供給体制を整え製品が安定供給できるようぎふ証明材推進制度及びぎふ性能表示材推進制度の充実を図る。

(別紙 1)

対象施設及び基準等

(1) 木造化を推進する施設

	対 象
すべての施設	法令で耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められない低層の建築物

(2) 内装木質化を推進する施設

木質環境を整備することにより、健康で快適な居住空間の創出が特に期待できる非木造施設を対象とする。

	対 象	内装木質化を図る箇所
教育施設	学校の教室・廊下等	床からの高さ1.2m以内の腰壁、床
福祉施設	障害福祉施設、児童福祉施設等の共用室	
医療施設	診療所、病院の待合室	床からの高さ1.2m以内の腰壁
庁舎	庁舎のロビー	
文化施設	資料館、博物館、音楽ホール等	
その他施設	室内、廊下等	

(3) 県産材の利用を推進する屋外等の施設（建築物以外）

公園や文化施設周辺等公共性の高い場所の整備に付随する施設を対象とする。

	対 象	参 考
公園、文化施設周辺等	フェンス、木レンガ等の歩道施設、緑化支柱、木柵、あずまや、ベンチ等	

(4) 県産木製品の導入を推進する施設

県産材を原材料にした備品及び消耗品等を対象とする。

	対 象	参 考
教育施設	学校の机・椅子	備品の更新時又は内装木質化時に併せて導入する。
その他の施設	ロビーの椅子・テーブル、サイン等	

(5) 木質バイオマス燃料とする設備の導入を推進する施設

県産材を原材料にした木質バイオマス燃料とする施設整備を対象とする。

	対 象	参 考
すべての施設	暖房器具（ペレットストーブ・薪ストーブ等）ペレットボイラー	

(6) 土木工事において県産材の利用を推進する施設

木材の利用が可能な以下の施設(工法)を対象とする。

	対 象	参 考
道路施設	仮設防護柵、花壇等	
河川施設	木工沈床、木柵等	
砂防施設	防護柵(仮設含)、木柵等	
農業施設	防護柵(仮設含)、水路等	
林道施設	丸太伏工、木柵、アスカーブ等	
治山施設	筋工、法面保護工、残存型枠等	
その他共通	型枠、工事看板、バリケード等	

(別 紙 2)

県産材利用基準

【目標数値】

目 標 項 目	利用目標値	備 考
建築工事 県産材利用量比率 $\left(\frac{\text{県産材使用量} \text{m}^3}{\text{床面積} 100 \text{m}^2} \right)$	木造化 20.0 $\text{m}^3 / 100 \text{m}^2$	木造施設の年間合計建築（改築）延床面積あたりの使用量
	内装木質化 0.8 $\text{m}^3 / 100 \text{m}^2$	非木造施設の年間合計建築（改築）延床面積あたりの使用量
土木工事 県産材利用量比率 $\left(\frac{\text{県産材使用量} \text{m}^3}{\text{工事費：億円}} \right)$	8.4 $\text{m}^3 / 1 \text{億円}$	年間工事費計（工事請負費決算額）あたりの使用量（仮設材も含む）
県土整備部	2.9 $\text{m}^3 / 1 \text{億円}$	年間工事費計（工事請負費決算額）あたりの使用量（仮設材も含む）
都市建築部	3.2 $\text{m}^3 / 1 \text{億円}$	年間工事費計（工事請負費決算額）あたりの使用量（仮設材も含む）
農政部	40.7 $\text{m}^3 / 1 \text{億円}$	年間工事費計（工事請負費決算額）あたりの使用量（仮設材も含む）
林政部		

2) JAS 材について (参考資料:『ぎふの木』木造建築構造特記仕様書および同解説) より

■ 製材 JAS

JAS 規格製材に関しては、現在、次の 5 つの種類規格があります。

- ・ 針葉樹の構造用製材の JAS 規格 (目視等級区分製材・機会等級区分製材に分類)
- ・ 針葉樹の造作用製材の JAS 規格
- ・ 針葉樹の下地用製材雄 JAS 規格
- ・ 広葉樹製材の JAS 規格
- ・ 枠組壁工法構造用製材の JAS 規格

ここでは、構造用製材の JAS 規格について、大まかに記します。

<木材の強度規格の大別>

区 分	定 義
①無等級材	強度等級区分されていない材
② (JAS 規格) 目視等級区分構造用製材	材の欠点を目視により測定し、等級区分するもの
■ 甲種構造材	主として高い曲げ性能を必要とする部分に使用するもの (梁桁)
・ 構造用 I	木口の短辺が 36 mm 未満のもの 木口の短辺が 36 mm 以上、長辺が 90 mm 未満のもの
・ 構造用 II	木口の短辺が 36 mm 以上、長辺が 90 mm 以上のもの
■ 乙種構造材	主として圧縮性能を必要とする部分にしようするもの (柱)
③ (JAS 規格) 機械等級区分構造用製材	機械によりヤング係数を測定し、等級区分するもの

□無等級材

強度等級区分されていない材=無等級材とよび、建設省 (国土交通省) 告示により基準強度が定められています。

<無等級材の基準強度>

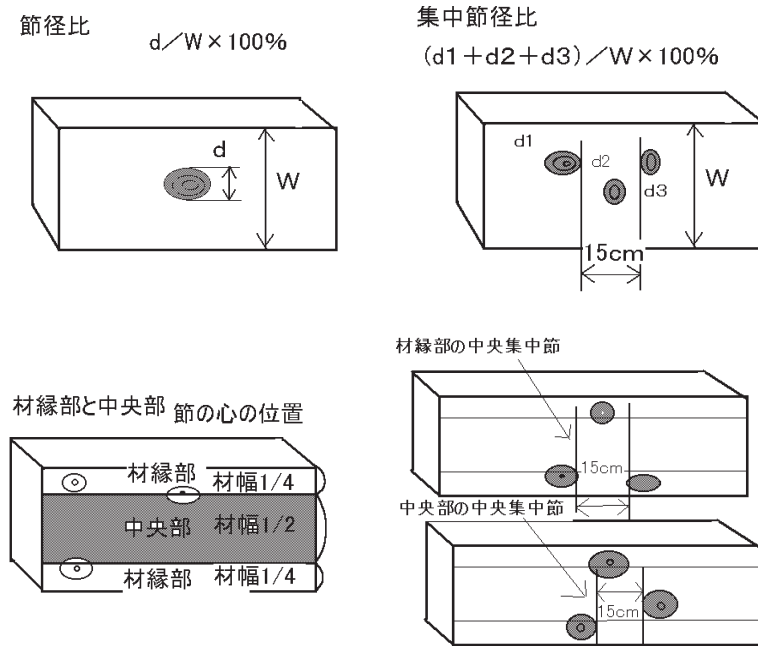
樹 種		基準強度 (N/mm ²)				
		圧縮	引張り	曲げ	せん断	
針葉樹	I 類	あかまつ、くろまつ、べいまつ	22.2	17.7	28.2	2.4
	II 類	からまつ、ひば、ひのき、べいひ	20.7	16.2	26.7	2.1
	III 類	つが、べいつが	19.2	14.7	25.2	2.1
	IV 類	もみ、えぞまつ、とどまつ、べにまつ、 すぎ べいすぎ、スプルース	17.7	13.5	22.2	1.8
広葉樹	I 類	かし	27.0	24.0	38.4	4.2
	II 類	くり、なら、ぶな、けやき	21.0	18.0	29.4	3.0

出典/建設省告示 1452 号:平成 12 年 5 月 31 日

「無等級材」強度基準は、無欠点小試験体の強度を求めて、これに節、丸身、などの影響を考慮した強度低減係数を掛けて求めたものです。

□目視等級区分構造用製材

目視等級区分の基本は、木材の強度を代用するものとして、節では材面幅に占める節の幅の割合（節径比）で算出しています。また曲げ性能を必要とする甲種構造材であれば、節等の欠点が梁成方向の材中央部にあれば比較的強度に影響しない、材縁部は影響するとし、節が材長方向 15cm以内に集中している場合は破壊時に影響するとして、集中節としてまとめて算出するなどの評価法としています。



<構造用製材のJAS目視等級区分参考例（スギ）>

写真提供/岐阜県立森林文化アカデミー

	1級	2級	3級
甲種 II	 スギ 甲種 II 1級	 スギ 甲種 II 2級	スギ材では ほとんどみられない
乙種	 スギ 乙種 1級	 スギ 乙種 2級	 スギ 乙種 3級

＜ J A S 目視等級区分構造用製材の材面の品質＞

区 分		甲種構造用 I			甲種構造用 II			乙種構造材				
		1 級	2 級	3 級	1 級	2 級	3 級	1 級	2 級	3 級		
節 径 比	単独節	全 面		20	40	60				30	40	70
		狭い材面					20	40	60			
	広い 材面	材縁部					15	25	35			
		中央部					30	40	70			
% 集中節	全 面	全 面		30	60	90				45	60	90
		狭い材面					30	60	90			
	広い 材面	材縁部					20	40	50			
		中央部					45	60	90			
丸身（稜線上の欠けキズを含む）			10	20	30	同 左			同 左			
貫通割れ	木 口		長辺寸 法以下	長辺寸 法× 1.5	長辺寸 法 ×2.0	同 左			同 左			
	材 面		0	材長 ×1/6	材長 ×1/3	同 左			同 左			
目まわり			短辺寸 法 ×1/2	短辺寸 法 ×1/2		同 左			同 左			
繊維走行の傾斜比			1 : 12	1 : 8	1 : 6	同 左			同 左			
平均年輪幅 (mm)			6	8	10	同 左			同 左			
腐 朽			0	軽微	顕著で ない	同左 (土台用は0)			0	軽微	顕著で ない	
曲がり (%)			極 軽微	軽微	顕著で ない	0.2	0.5	0.5	0.2	0.5	0.5	
狂い及びその他の欠点			軽微	顕著で ない	使用上 支障 ない	軽微	顕著 でない	使用 上支 障 ない	軽微	顕著 でない	使用上 支障 ない	

出典／わかりやすい新 J A S の解説（全国木材検査会・研究協会）

＜針葉樹の構造用製材の日本農林規格（目視等級）に対応した基準強度＞

樹 種	構造材の区分	等 級	基準強度 (N/mm ²)			
			圧 縮	引張り	曲 げ	せん断
あかまつ	甲種	1 級	27.0	20.4	33.6	2.4
		2 級	16.8	12.6	20.4	
		3 級	11.4	9.0	14.4	
	乙種	1 級	27.0	16.2	26.4	
		2 級	16.8	10.2	16.8	
		3 級	11.4	7.2	11.4	
べいまつ	甲種	1 級	27.0	20.4	34.2	2.4
		2 級	18.0	13.8	22.8	
		3 級	13.8	10.8	17.4	
	乙種	1 級	27.0	16.2	27.0	
		2 級	18.0	10.8	18.0	
		3 級	13.8	8.4	13.8	
からまつ	甲種	1 級	23.4	18.0	29.4	2.1
		2 級	20.4	15.6	25.8	
		3 級	18.6	13.8	23.4	
	乙種	1 級	23.4	14.4	23.4	
		2 級	20.4	12.6	20.4	
		3 級	18.6	10.8	17.4	
ダフリカ からまつ	甲種	1 級	28.8	21.6	36.0	2.1
		2 級	25.2	18.6	31.2	
		3 級	22.2	16.8	27.6	
	乙種	1 級	28.8	17.4	28.8	
		2 級	25.2	15.0	25.2	
		3 級	22.2	13.2	22.2	

ひば	甲種	1級	28.2	21.0	34.8	2.1
		2級	27.6	21.0	34.8	
		3級	23.4	18.0	29.4	
	乙種	1級	28.2	16.8	28.2	
		2級	27.6	16.8	27.6	
		3級	23.4	12.6	20.4	
ひのき	甲種	1級	30.6	22.8	38.4	2.1
		2級	27.0	20.4	34.2	
		3級	23.4	17.4	28.8	
	乙種	1級	30.6	18.6	30.6	
		2級	27.0	16.2	27.0	
		3級	23.4	13.8	23.4	
べいつが	甲種	1級	21.0	15.6	26.4	2.1
		2級	21.0	15.6	26.4	
		3級	17.4	13.2	21.6	
	乙種	1級	21.0	12.6	21.0	
		2級	21.0	12.6	21.0	
		3級	17.4	10.2	17.4	
エゾマツ 及び とどまつ	甲種	1級	27.0	20.4	34.2	1.8
		2級	22.8	17.4	28.2	
		3級	13.8	10.8	17.4	
	乙種	1級	27.0	16.2	27.0	
		2級	22.8	13.8	22.8	
		3級	13.8	5.4	9.0	
すぎ	甲種	1級	21.6	16.2	27.0	1.8
		2級	20.4	15.6	25.8	
		3級	18.0	13.8	22.2	
	乙種	1級	21.6	13.2	21.6	
		2級	20.4	12.6	20.4	
		3級	18.0	10.8	18.0	

出典／建設省告示1452号：平成12年5月31日

□機械等級区分構造用製材

機械等級区分は、木材の強度（最大強度）を機械的に推定するもので、曲げヤング係数と曲げ強さとの関係が相関関係にあることを応用し、一定範囲の曲げヤング係数に対して等級区分を行っています。測定装置としては、実際に載荷し、その歪みを測定する載荷式と、打撃の振動周波数と比重（重量）から算出する打撃式があります。

<針葉樹の構造用製材の日本農林規格（機械等級）に対応した基準強度>

樹種	等級	基準強度 (N/mm ²)			
		圧縮	引張り	曲げ	せん断
あかまつ	E50	-	-	-	1.8
べいまつ	E70	9.6	7.2	12.0	
ダフリカからまつ	E90	16.8	12.6	21.0	
べいつが	E110	24.6	18.6	30.6	
えぞまつ	E130	31.8	24.0	39.6	
とどまつ	E150	39.0	29.4	48.6	
からまつ	E50	11.4	8.4	13.8	2.1
ひのき	E70	18.0	13.2	22.2	
ひば	E90	24.6	18.6	30.6	

	E110	31.2	23.4	38.4	
	E130	37.8	28.2	46.8	
	E150	44.4	33.0	55.2	
すぎ	E50	19.2	14.4	24.0	1.8
	E70	23.4	17.4	29.4	
	E90	28.2	21.0	34.8	
	E110	32.4	24.6	40.8	
	E130	37.2	27.6	46.2	
	E150	41.4	31.2	51.6	

出典／建設省告示 1452 号：平成 12 年 5 月 31 日

※ 機械等級は目視等級の**乙種 3 級以上** が前提。

■木製品の含水率

木製品の含水率は日本農林規格（JAS）では下表のように定められています。

<日本農林規格（JAS）の含水率基準>

品 名		含水率	
製 材			
目視等級区分構造用製材（乾燥材の表示）			
機械等級区分構造用製材（乾燥材の表示）	(SD：表面仕上げ材) (D：未仕上げ材)		
	D25	25%以下	
	SD20 D20	20%以下	
	SD15 D15	15%以下	
造作用製材（乾燥材の表示）	(SD：表面仕上げ材) (D：未仕上げ材)		
	SD18 D18	18%以下	
	SD15 D15	15%以下	
下地用製材（乾燥材の表示）	(SD：表面仕上げ材) (D：未仕上げ材)		
	SD20 D20	20%以下	
	SD15 D15	15%以下	
広葉樹製材（乾燥材の表示）	D13	13%以下	
	D10	10%以下	
集成材・構造用集成材		15%以下	
単板積層材・構造用単板積層材		14%以下	
枠組壁工法構造用製材 乾燥材		19%以下	
フローリング			
単板フローリング	人工乾燥表示	針葉樹	15%以下
		広葉樹	13%以下
	天然乾燥表示	針葉樹	20%以下
		広葉樹	17%以下
複合フローリング		14%以下	
普通合板・コンクリート型枠合板		14%以下	

■ 集成材 JAS

集成材 JAS に関しては、集成材の JAS 規格 その他参考資料を参照下さい。

3) 参照資料の紹介

【参考文献】

- ・「実務者のための 初級 木構造の計画」(銘建工業株式会社 2010.9)
- ・「ぎふの木 木造建築構造特記仕様書および同解説」(「ぎふの木」木造建築構造特記仕様書作成委員会 2009.3)
- ・「岐阜県産スギ横架材のスパン表」(岐阜県木材共同組合連合会 2009.11)
- ・「木造住宅のための構造の安定に関する基準に基づく横架材及び基礎のスパン表」(財団法人 日本住宅・木材技術センター 2008.1)
- ・「木造軸組工法住宅の許容応力度設計(2008年版)」(財団法人 日本住宅・木材技術センター 2009.6)
- ・「木造住宅のための住宅性能表示-基本編・構造編・申請編-」(財団法人 日本住宅・木材技術センター 2006.4)
- ・「通直集成材を用いたラーメン構造の設計法」(財団法人 日本住宅・木材技術センター 6301-1996)
- ・「大断面木造建築物接合部設計マニュアル」(財団法人 日本住宅・木材技術センター 1996.3)
- ・「木質系混構造建築物の構造設計の手引き」(財団法人 日本住宅・木材技術センター 2012.1)
- ・「木造建築のすすめ」一般社団法人 木を活かす建築推進協議会 2011.4
- ・「木質構造接合部設計マニュアル」(社団法人 日本建築学会 209.11)
- ・「木質構造設計基準・同解説-許容応力度・許容応力設計法」(社団法人 日本建築学会 2006.12)
- ・「木質構造基礎理論」(社団法人 日本建築学会 2010.12)
- ・「木質系耐力壁形式構造に関する Q&A」(社団法人 日本建築学会 2011.8)
- ・「建築物荷重指針・同解説(2004)」(社団法人 日本建築学会 2008.1 第4版第3刷)
- ・「小規模建築物基礎設計指針」(社団法人 日本建築学会 2008.2)
- ・「小規模建築物基礎設計例集」(社団法人 日本建築学会 2011.2)
- ・「改訂版建築物のための改良地盤の設計及び品質管理指針-セメント系固化材を用いた深層・浅層混合処理工法」(財団法人日本建築センター 2008.5)
- ・「大断面木造建築物設計施工マニュアル」(財団法人日本建築センター 1994.7 第2刷)
- ・「木造建築の耐震診断と補強方法 -木造住宅の耐震精密診断と補強方法(改訂版)-」(財団法人 日本建築防災協会 2004.7)
- ・「木造建築を見直す」(坂本功 岩波新書 2000.5)
- ・「新 建築土木 構造マニュアル」(清田清司・高須治男 理工学社 2007.2)
- ・「建築構造ポケットブック」(林理、共立出版 2009.1)
- ・「木造公共建築物の建築・構造設計マニュアル」(建築技術 No742,pp.81-168,2011.11)
- ・「不具合を未然に防ぐ住宅基礎地盤の対策」(建築技術 :,No649,pp.91177-168,2004.2)
- ・「木造計画・設計基準」(社団法人 公共建築協会:平成23年度版 2012.10)
- ・「2007年版 建築物の構造関係技術基準解説書」(建築物の構造関係技術基準解説書編集委員会 2007.8)
- ・「集成材建築物設計・施工マニュアル作成に関する報告書」(日本集成材工業協同組合 2011.2)
- ・「木造軸組構法 架橋設計の手引~より良い伏図作成のために~<金物工法編>」(NPO 木の建築フォーラム現代木割術研究会 2010.10)
- ・「ウッドマイルズ研究ノート(その11)」(ウッドマイルズ研究会)
- ・「環境の時代と木造建築」(社団法人日本建築士会連合会 2009.3)
- ・「月刊 積算資料2012年2月」(財団法人経済調査会 2012.2)
- ・「季刊 建築コスト情報2012年1月」(財団法人建設物価調査会 2012.1)
- ・「建築数量積算基準・同解説 平成23年版」(財団法人建築コスト管理システム研究所 2011.9.15)
- ・「木材利用効果 PR 推進事業委託業務報告書」(社団法人 愛媛県建築士事務所協会 2002.3)
- ・「早わかり木の学校」(文部科学省 2007.12)
- ・「こうやって作る木の学校」(文部科学省 農林水産省 2010.5)
- ・「木造建築のすすめ」(一般社団法人 木を活かす建築推進協議会 2011.4)
- ・「ここまで使える木材」(財団法人 日本住宅・木材技術センター 2004.12)
- ・「木造計画・設計基準」(社団法人 公共建築協会 2011.10)
- ・「よくわかる長もちする住宅の設計手法マニュアル」(財団法人 日本住宅・木材技術センター 2007.11)
- ・「木造住宅工事仕様書 平成20年改訂」(財団法人 住宅金融普及協会 2008改訂)
- ・「岐阜県森林・林業統計書 平成21年度版」(岐阜県林政部林政課 2011.3)
- ・「素晴らしい木の世界 改訂版」(岐阜県木材協同組合連合会)
- ・「ここまで変わった木材・木造建築」(林 知行 丸善 2003)
- ・「建築技術2011.11」(㈱建築技術)
- ・「木材の構造・性質と木造住宅」(財団法人 日本木材総合情報センター)
- ・「木材の基礎知識 07改訂版」(財団法人 日本木材総合情報センター)
- ・「わかりやすい事例付 JAS 規格木材の利用マニュアル」(社団法人 全国木材組合連合会 2005.3)
- ・「防・耐火性能技術調査・開発事業報告書」(財団法人 日本住宅・木材技術センター 2007.3)
- ・「[信州の木] 木質構造建築工事 特記仕様書の解説」(長野県住宅部施設課 2008.2)

発 行：岐阜県林政部県産材流通課

U R L： <http://www.pref.gifu.lg.jp/soshiki/rinsei/kensanzai/>

編 集：特定非営利活動法人 WOOD AC

〒 501-3722 岐阜県美濃市常盤町 2275-1

☎ 0575-35-0259

発行日：2012年3月



発行 岐阜県林政部県産材流通課